

# 休 学

病気その他の理由により、2ヶ月以上授業に出席できない学生は、休学を願い出ることができます。

また、病気等により修学が適当でないと認められたときは、教授会（大学院は研究科会）の議を経て休学を命じられる場合もあります。

## 休学の期間

修業年限
学士課程 — 4年
修士課程 — 2年
専門職学位課程 — 3年
博士課程 — 3年

在学年数
学士課程 — 8年
修士課程 —
専門職学位課程 — 4年
博士課程 — 6年

1学期間（「休学願」を授業運営課に提出した日～学期の末日）、または1年間

- \* 2年間（4学期間）を超えて引き続き休学することはできません。
- \* 大学は通算して4年間（8学期間）大学院は通算して2年間を超えることはできません。
- \* 期間が年度をまたがる場合は、改めて休学願を提出して許可を得なければなりません。
- \* 休学期間は、修業年限ならびに在学年数には算入されません。
- \* 休学期間中は、原則として、大学・大学院の活動（授業・課外活動・学校行事等）に参加することはできません。

休学期間中でも学則に抵触する行為があった場合には、教授会（大学院は研究科会）の議を経て退学を命じられることもあります。

## 休学中の授業料

休学期間中は、所定の学費は徴収しません。

ただし、在籍料として当該年度の授業料・教育研究諸料および施設設備金の2分の1相当額を徴収します（休学開始の翌月から適用されます）。

### ■ 「休学願」の提出方法

受け取り場所	提出先	添付書類（※1）	提出期限（※2）
	授業運営課	(1) 「診断書」 (2) 「渡航計画書」 (3) 「研修先の受け入れ許可証」 など	1年間… 6月15日
			春学期… 6月15日
			秋学期… 12月15日

- （※1）(1) → 病気による休学の場合  
 (2)・(3) → 海外渡航による休学の場合  
 （※2）提出期限最終日が土・日・大学が定める休日にあたる場合は、その翌日までとなります。  
 提出期限以降の「休学願」は、原則として受け付けません。

### 《休学手続きの流れ》

学級担任（大学院は指導担当教員）に相談し指導を受ける

授業運営課で「休学願」を受け取る

必要事項を明記  
証明書類を添付

休学期間満了に  
伴う手続きへ  
復学  
休学延長  
退学 等

担任に確認の印をもらう

授業運営課へ  
提出

教授会（大学院は  
研究科会）にて審議

「休学許可通知」を  
保証人住所宛に郵送

休学期間満了と同時に教授会  
(大学院は研究科会)の議を経て

※「休学許可通知」に同封されています  
※休学期間中は2ヶ月ごとに提出

「休学期間中の状況報告書」\*  
に必要事項を明記

授業運営課  
へ郵送

除籍

## 《書き方見本》

書類の作成日を記入

印鑑は別々の物を使用すること。なお、簡易印鑑（シヤチハタ等）は使用不可。

担任に確認の印をもらうこと。

## 復 学

## 復学の時期

休学期間終了日の翌日（各学期の始めから）

- \* 復学した学期によっては、履修できない科目があります。
- \* 復学後の履修や卒業時期等については、担任もしくは教務担当教員（大学院は指導担当教員）の指導があります。

ホームページからも  
ダウンロード  
できます  
復学願

## ■復学した場合の学年

休学した期間	復 学	学 年
(1) 春学期のみ	当該学年の秋学期	翌年度は上級学年次生とする
(2) 秋学期のみ	上級学年の春学期	上級学年次生とする
(3) 春～秋学期	休学学年の春学期	休学時の学年に留める
(4) 秋～春学期	休学学年の秋学期	休学時の学年に留める

## 《復学手続きの流れ》

- 「復学願」に必要事項を明記  
必要書類の添付
- 休学期間満了の1カ月前までに  
授業運営課に郵送
- 教授会（大学院は  
研究科会）にて審議

「復学許可通知」を保証人住所宛に郵送